

鹿屋市危険空家解体撤去工事及び跡地利活用補助金交付要綱の一部
を改正する要綱

鹿屋市危険空家解体撤去工事及び跡地利活用補助金交付要綱（令和５年鹿屋市告示第82号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号イ中「法」を「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）」に、「条例」を「鹿屋市空家等の適正管理に関する条例（平成24年鹿屋市条例第２号。以下「条例」という。）」に改める。

第３条第１項中「者は」の次に「、法第５条及び条例第３条の趣旨を理解している者で」を加え、「該当する者」を「該当するもの」に改める。

別記第１号様式中「空家等対策の推進に関する特別措置法第３条」を「空家等対策の推進に関する特別措置法第５条」に改める。

附 則

- １ この要綱は、令和６年３月21日から施行する。
- ２ この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを利用することができる。